

静岡県告示第263号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年3月23日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
伊東川奈八幡野線	伊東市富戸字深久保878番の9から 伊東市富戸字深久保878番の11まで	令和3年3月23日

=====

静岡県告示第264号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年3月23日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
富士富士宮由比線	富士市北松野字上谷1476番から 富士市北松野字上谷1477番の4地先まで	令和3年3月23日